_;

④ 製造業における雇用状況 (障害種別)

	0		②身体障				③知的障	害者の数			動精神障害者の数	(
区分	輝害者の数	a.重度身体障害 者	b. 重度身体 障害者である短 時間労働者		e. 計 a×2+b+c	a.重度知的障害 者	b. 重度知的 障害者である短 時間労働者		e. 計 a×2+b+c	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間労 働者	
	٨	٨	٨.	٨	٨				٨			,
製造業計	113, 376. 0 (115, 100. 5)	27, 426 (27, 806)	589 (594)	37, 400 (38, 872)	92,841 (95,078)	3, 616 (3, 553)	199 (179)	11,359 (11,300)	18, 790 (18, 585)	1,653 (1,361)	184.0 (153.0)	17 45 .0 (1437.5)
	٨		٨									,
食料品・たばこ	15, 232, 0 (14, 929, 0)	2, 155 (2, 113)	152 (129)	4, 399 (4, 416)	8,861 (8,771)	1, 025 (1, 035)	80 (72)	3, 967 (3, 788)	6,097 (5,930)	244 (205)	60.0 (46.0)	274. 0 (228. 0)
繊維工業	3,162.5 (3,414.0)	656 (733)	31 (23)	1.105 (1,190)	2, 448 (- 2, 679)	(109)	(5)	432 (469)	670 (693)	(40 (35)	(14.0)	44.5 (42.0)
木材·家具	1,506.0 (1,468.0)	332 (303)	5 (7)	561 (580)	1,230 (1,193)	26 (23)	2 (3)	204 (216)	258 (265)	(18	0.0	18.0 (10.0)
パパ・紙・印刷	5, 694. 5 (6, 936. 5)	1, 351 (i, 431)	36 (33)	2.073 (2,179)	4,811 (5,074)	(22 (115)	8 (10)	640 (540)	792 (780)	88 (79')	7.0 (5.0)	91.5 (81,5)
化学工業	13, 133. 0 (13, 050. 5)	3, 119 (3, 079)	61 (66)	4, 793 (4, 922)	11,092 (11,146)	465 (409)	(27 (29)	895 (894)	1,852 (1,741)	180 (154)	18.0	189.0 (163.5)
無業・土石	2, 252, 5 (2, 439, 5)	481 (515)	10 (12)	855 (974)	1.827 (2,016)	74 (79)	5 (4)	241 (260)	394 (404)	31 (19)	(* 1.0)	31.5 (19.5)
鉄鋼	2, 600. 0 (2, 863. 5)	614 (712)	11 (8)	1, 154 (1, 219)	2, 393 (2, 651)	40 (44)	(0)	91 (98)	172 (186)	34 (26)	2.0 (1.0)	35.0 (26.5)
非跌金属	1,767.0 (2,017.5)	427 (430)	5 (13)	640 (768)	1,499 (1,641)	49 (81)	(1)	143 (180)	241 (343)	26 (32)	2.0 (3.0)	27.0 (33.5)
金属製品	5, 056. 0 (5, 256. 0)	971 (1,008)	39 (35)	1, 751 (1, 859)	3,732 (3,910)	299 (284)	(0)	671 (727)	1, 272 (1, 295)	48 (46)	8.0 (10.0)	52.0 (51.0)
電気機械	19,087.0 (20,127.5.)	5, 740 (5, 966)	49 (56)	5, 459 (5, 892)	[6, 988 (17, 880)	390 (431.)	21 (15)	1,025 (1,144)	1, 826 (2, 021)	266 (221)	(14.0 (11.0)	273.0 (226.5)
その他機械	32, 587. 5 (32, 330. 5)	8, 742 (8, 640)	138	10, 852 (11, 054)	28, 474 (28, 494)	663 (637)	23 (21)	2, 255 (2, 142)	3, 604 (3, 437)	489 (388)	41.0 (23.0)	509.5 (399.5)
その他	11, 298, 0 (11, 269, 0)	2,838 (2,876)	52 (52)	3,758 (3,819)	9,486 (9,623)	346 (315)	25 (18)	895 (842)	1,612 (1,490)	189 (146)	22.0 (20.0)	200.0 (158.0)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

332, 811. 5

(4)	氏[1企	漢における層	<u> </u>	移		(Az her	
	年		障害者の	数(人)	実雇	用率(%)	法定雇用率達成 割合(%)	<u>6月1日現在)</u> 企業の
	•			対前年増減		対前年増減	10.0 (70)	対前年増減
昭和	54	年	128, 493		1. 12	14114	52. 0	7/11/4 1-11/4
	55		135, 228	6, 735	1. 13	0.01	51. 6	△ 0.4
	56		144, 713	9, 485	1. 18	0.05	53. 4	1.8
	57		152, 603	7, 890	1. 22	0.04	53. 8	0.4
:	58		155, 515	2, 912	1. 23	0.01	53. 5	△ 0.3
	59		159, 909	4, 394	1. 25	0.02	53. 6	0. 1
	60		168, 276	8, 367	1. 26	0.01	53. 5	△ 0.1
erindustrativitation (a. 1876)	61	*******	170, 247	1, 971	1. 26	0.00	53. 8	0.3
	62		171, 880	1, 633	1. 25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
	63		187, 115	15, 235	1. 31	0.06	51. 5	△ 1.5
			(177, 708)	(5,828)		(0.00)		
平成	元	年	195, 276	8, 161	1. 32	0.01	51.6	0. 1
	2		203, 634	8, 358	1. 32	0.00	52. 2	0.6
	3		214, 814	11, 180	1. 32	0.00	51.8	△ 0.4
	4		229, 627	14, 813	1. 36	0.04	51. 9	0. 1
	5		240, 985	11, 358	1. 41	0.05	51. 4	△ 0.5
			(237, 621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
	6		245, 348	4, 363	1. 44	0.03	50. 4	△ 1.0
	7		247, 077	1, 729	1. 45	0.01	50.6	0. 2
	8		247, 982	905	1. 47	0.02	50. 5	△ 0.1
	9		250, 030	2, 048	1. 47	0.00	50. 2	△ 0.3
	10		251, 443	1, 413	1. 48	0.01	50. 1	△ 0.1
********	11	*****	254, 562	3, 119	1. 49	0.01	44. 7	△ 5.4
			(249, 920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		•
	12		252, 836	△ 1,726	1. 49	0.00	44. 3	△ 0.4
	13		252, 870	34	1. 49	0.00	43.7	△ 0.6
	14		246, 284	△ 6,586	1. 47	△ 0.02	42. 5	△ 1.2
	15	**********	247, 093	809	1. 48	0.01	42. 5	0.0
	16		257, 939	10, 846	1. 46	△ 0.02	41. 7	△ 0.8
	17		269, 066	11, 127	1. 49	0.03	42. 1	0.4
	18		283, 750. 5	14, 684. 5	1. 52	0.03	43. 4	1. 3
			(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
	19		302, 716. 0	18, 965. 5	1. 55	0.03	43. 8	0.4
	20	44444 hw	325, 603	22, 887	1. 59	0.04	44. 9	. 1.1

7, 208. 5

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~平成4年

■ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者

平成5年~平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注2

0.6

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率				②不	足数				③障害者の
区分	未達成企業 の数	0.5人又は1 人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	数が0人で ある企業数
規模計	39,437 (100.0%)	24,861 (63.0%)	8,497 (21.5%)			1 ,266 (3.2%)	228 (0.6%)	59 (0.1%)	(0.0%)	
56-99人	15,191 (100.0%)	15,191 (100.0%)	=	_	=	_	=	_	_	1 5,12 (99.6)
100-299人	1 7,311 (100.0%)	8,176 (47.2%)	7,009 (40.5%)			67 (0.4%)	_	_	_	9,63 (55.79
300-499人	3,235 (100.0%)	826 (25.5%)	818 (25.3%)			338 (10.4%)	-	<u>-</u>		19 (5.99
500-999人	2,255 (100.0%)	481 (21.3%)	477 (21.2%)			440 (19.5%)	40 (1.8%)	-	_	4 (1.89
1,000人	1,445 (100.0%)	187 (12.9%)				421 (29.1%)	188 (13.0%)	59 (4.1%)	(0.6%)	

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

² ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

- 注1 都道府県別の状況は、①~③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。 2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	③法定雇	[用率達]	成企業の数	(参考) 事業所所在 地による集計の実雇 用率	(対前年増減
全国	1. 63	0.04	45. 5	0.6	32, 891		72, 328	1. 63	0.04
北海道	1. 77	0. 03	49. 7	0.2	1, 278		2, 572	1. 80	0. 03
青森	1. 65	0.08	44. 2	1.6	292	/	661	1. 61	0. 04
岩手	1. 78	0.04	51. 2	2. 5	370	/	723	1. 75	0.02
宫城	1. 57	△0. 01	45. 2	△0.2	506	/	1, 119	1.60	0. 02
秋田	1. 53	0. 02	51.4	△0. 7	290	/	564	1.56	0.05
山形	1. 56	0. 05	52. 6	2. 7	373	/	709	1. 58	0. 07
福島	1. 56	0. 02	45. 3	1. 0	474	/	1,046	1. 55	0. 03
茨城	1. 54	0.00	50. 7	△1.1	560	/	1, 105	1. 59	△0. 02
栃木	1. 54	0.06	47.3	4.0	390	/	824	1. 60	0.05
群馬	1. 56	0.06	47.0	△0.4	469	/	997	1. 60	0.02
埼玉	1. 54	0.04	41.6	0.6	886	/	2, 128	1.63	0.05
千葉	1. 53	0. 01	48. 2	0.5	773	/	1,603	1.61	0.05
東京	1. 56	0.05	31. 1	1. 2	5, 040	/	16, 189	1. 47	0.06
神奈川	1. 57	0.08	43, 5	0.5	1, 468	/	3, 376	1. 75	0.04
新潟	1. 55	0. 01	48. 3	△0.3	667	/	1, 380	1. 56	△0.01
富山	1. 67	0. 01	60. 2	0.8	480		798	1, 67	0. 02
石川	1. 60	△0.02	50. 7	Δ1.0	397	/	783	1, 65	△0.04
福井	2. 25	0. 23	55. 8	2. 2	306	/	548	2. 22	0. 24
山梨	1. 61	0.09	51. 3	3. 9	220	/	429	1. 64	0. 07
長野	1. 72	0. 03	54. 9	△1.8	667		1, 216	1. 75	0.05
岐阜	1. 69	0. 01	53. 8	△0.3	589		1, 094	1. 73	0.03
静岡	1. 65	0.02	49. 2	△0.5	1, 083	/	2, 202	1. 67	0. 03
愛知	1. 57	0.04	43. 1	1, 4	1, 939	/	4, 501	1. 56	0.03
三重	1, 50	0. 01	48. 7	△1.5	400	/	821	1, 58	0. 03
滋賀	1. 67	0. 02	55. 8	1.6	322	/	577	1. 74	0.01
京都	1. 77	0.01	47. 5	△0.5	653		1, 376	1. 75	0. 01
大阪	1. 60	0. 01	42. 9	0. 1	2,619	/	6, 100	1. 62	0. 03
兵庫	1. 76	0.00	54. 4	△0.5	1, 361	/	2, 502	1. 83	0. 02
奈良	2. 00	0. 15	57. 7	2. 6	235	/	407	2. 06	0.09
和歌山	2. 02	0.04	59. 6	6. 1	242	/	406	2. 13	0. 03
鳥取	1. 78	0.00	59. 0	△1.5	206		349	1. 78	0. 05
島根	1. 78	0.00	63. 7	1. 3	258	/	405	1. 77	0.01
岡山	1. 79	0.00	54. 3	Δ1.1	584	/	1, 075	1. 77	∆0.04
広島	1. 77	0. 07	49.1	0.8	837	/	1, 705	1. 75	0.07
山口	2. 22	0.00	54. 7	△0.1	373	/	682	2. 17	0.00
徳島	1. 61	0.08	52. 8	5. 6	181		343	1. 62	0.07
香川	1. 72	0. 05	59. 4	1.1	369	/	621	1. 76	0. 02
愛媛	1.66	0. 01	52. 3	△2. 2	381	1	728	1. 68	0.00
高知	1. 75	0.08	57. 3	4. 5	212	/	370	1. 86	0. 12
福岡	1. 70	0.04	50. 7	△0.8	1, 359	/	2, 680	1.71	0.01
佐賀	2. 13	0.00	70. 6	△0.3	314		445	2. 05	△0.02
長崎	2. 07	0, 06	59. 4	1.4	404	/	680	2. 19	0.06
熊本	2. 00	0.09	58. 0	1.6	529	/	912	2. 19	0.00
大分	2. 15	△0. 05	60. 2	△2.4	343	/	570	2. 59	0. 11 △0. 01
宮崎	2. 01	0.04	65. 1	1.8	355	/	545	2. 01	∆0. 01 ∆0. 19
鹿児島	1. 95	0.06	59. 3	0.8	501	$\overline{}$	845	1. 96	0. 05
沖縄	1. 82	0. 13	54. 5	6.4	336	1	617	1. 96	0. 05

(7) 特例子会社の状況

① 概況

	(2			③ 障害者の数		
区分			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	である短時間	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5
	社	人	人	人	人	J	人
特例子会社	265	12, 570	4, 696	71	3, 818	50. 0	13, 306. 0
	(242)	(11,476)	(4,302)	(62)	(3, 274)	(41.0)	(11,960.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

	10	1	②身体障	害者の数				(害者の数		(4)精神障害者の	数
区分	障害者の数		b. 重度身体 障害者である 短時間労働者		e. 計 a×2+b+c	a.重度知的障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c		d. 精神障害者 である短時間 労働者	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特例子会社	13, 306. 0 (11, 960. 5)	3,049 (2,911)	33 (31)	1,339 (1,254)	7, 470 (7, 107)	1,647 (1,391)	38 (31)	2, 146 (1, 799)	5, 478 (4, 612)	333 (221)	50.0 (41.0)	358. 0 (241. 5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

(参考)平成21年10月末現在の状況

〇 特例子会社数

271社

○ グループ適用を受けているグループ数

115グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率=1.8%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。

その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が 障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社 に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるこ ととしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

① 概況

	10		2	1		③ 障 3	手者の数			(4)	(5)	6
区分	機関	数	法定雇用障害 者数の算定の	障害者及び重 度知的障害者	害者及び重度	C. 重度以外 の身体障害	D.精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率 達成機関の 割合
計		機関 39	300, 636 ^人	886 ^人	40 [^]	・ 4, 708	8. 0	6, 524. 0	182. 5	2. 17	機関 38	97. 4
	(38)	(299, 851)	(881)	(41)	(4,745)	(0.0)	(6,548.0)	(156.0)	(2.18)	(38)	(100.0)
行政機関		機関 30	273, 330 ^人	825 A	40 40	4, 217 人	8. 0	5, 911. 0	人 177. 5	2. 16	機関 29	96. 7
	(29)	(272, 626)	(820)	(41)	(4, 248)	(0.0)	(5,929)	(150.0)	(2.17)	(29)	(100.0)
立法機関		5	3, 230	6	0	57	0.0	69.0	1.0	2.14	5	r 100, 0
	(5)	(3, 266)	(6)	(0)	(58)	(0.0)	(70.0)	(1.0)	(2.15)	(5)	(100.0)
司法機関		4	24, 076	55	0	434	0.0	544. 0	4. 0	2. 26	4	100.0
	(4)	(23, 969)	(55)	(0)	(439)	(0.0)	(549.0)	(5.0)	(2.29)	(4)	(100.0)

② 障害種別在職狀況

	1				身体障害者の	り数			(3)	知的障害者の	の数			④精神	章害者の数	
区分	障害			b. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	a×2+b+	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	e. 計 a×2+b+ c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規履用分
計	(人 6, 524. 0 6, 548. 0)	人 875 (870)	38		6,227 (6,364)	人 122 (86)	, 11 (11	人 2 2 (2)	人 83 (77)	107	人 52 (61)	186 (83	8.0	190.0	8.5 (9.0)
行政機関	(人 5,911,0 5,929.0)	人 814 (809)	人 38 (39)		人 5,619 (5,749)	人 118 (81)	, 11 (11	. 人 2 (2)	81	105	人 52 (60)	人 183 (81	人 8.0	人 187, 0	7. 5
立法機関	(°	69.0 70.0)	6 (6)	0	54	66	. 0	. 0	0	199900000000000000000000000000000000000	2	0		0.0	1.0	1.0
司法機関	(544.0 549.0)	55 (55)	0	432 (437)	542 (547)	4 (5)	0	0		0	0	2	0.0	2. 0 (2. 0)	0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計 を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に 相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④の欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び ④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に 雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

① 概況

	D	2			③ 障	害者の数			(4)	(\$)	6
区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分	実雇用率 E÷②×100	法定雇用率 達成機関の 数	法定雇用率 達成機関の 割合
計	機関 160	315, 993	1,981	53 ^人	3.810	0.0	7, 825. 0	189.0	2. 48	機関 155	96. 9
	(160)	(326, 448)	(1,988)	(42)	(3,950)	(1.0)	(7, 968. 5)	(195.5)	(2.44)	(152)	(95.0)
都道府県	機関 47	人 257, 667	人 1, 636	人 26	入 3, 106	0. 0	人 6, 4 04. 0	152. 0	2. 49	機関 47	100.0
知事部局	(47)	(267, 644)	(1,657)	(21)	(3,220)	(1.0)	(6, 555. 5)	(119.5)	(2.45)	(47)	(100.0)
その他の	113	58, 326	345	27	704	0,0	1, 421. 0	37.0	2.44	108	Q5. 6
都道府果機関	(113)	(58,804)	(331)	(21)	(730)	(0.0)	(1,413.0)	(76.0)	(2,40)	(105)	(92.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	1	1		身体障害者の	数		I		の知的障害者の	数			④精神障	害者の数	
区分	障害者の数	a. 取度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者		f. うち新規履 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員		f. うち新規雇 用分
計	人 7, 825 . 0 (7,968. 5)	人 1, 979 (1, 984)	人 53 (42)	人 3,721 (3,885)	人 7,732 (7,895)	人 172 (189)	人 2 (4)	(0)	人 25 (13)	人 29 (21)	人 17 (5)	64 (52	人 0.0 (1.0)	人 64.0 (52.5)	0. 0 (1. 5)
都道府県 知事部局	6, 404. 0 (6, 555. 5)	人 1, 634 (1,653)	人 26 (21)	人 3,055 (3,181)	人 6,349 (6,508)	人 135 (113)	人 2 (4)	(0)	人 25 (13)	人 29 (21)	人 17 (5)	26 (26)	人 0.0 (1.0)	人 26.0 (26.5)	0. 0 (1. 5)
その他の 都道府県機関	1,421.0 (1,413.0)	***	27 (21)	(704)	1,383 (1,387)	37 (76)	(0)	0 (0)	(0)			38 (26)			0, 0 (0, 0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%) ^{® 概況}

194.OL	1	2	1		3 4	害者の数	 		(4)	ெ	6
区分		数の算定の基礎と	障害者及び 重度知的障 害者	害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤	の身体障害 者、知的障害 者及び精神障	である短時間	A×2+B+C+		実雇用率 E÷②×	法定展用率 達成機関の 数	。 法定雇用 率達成機 関の割合
	機関	A	٨.	J		人	,		%	機関	%
けむの機関	2, 448	946, 950	5, 745	177	10, 739	23 . 0	22, 417. 5	903. 5	2. 37	2, 146	87. 7
市町村の機関	(2,512)	(962, 319)	(5,696)	(160)	(10,839)	(12.0)	(22, 397. 0)	(893.0)	(2.33)	(2, 107)	(83.9)
	区分	① 機関数 区分 機関 2,448	(日本) (日本) (日本) (日本)	(日)	(立) 機関数 (② 注定雇用障害者 数の算定の基礎と 対応 要素者及び 事者及び 重度知的障 者者 数の算定の基礎と するる職員数 (国 度 身体 下 事者及び 事者及び 事者及び 事者及び 事務 動員 知的障害者で ある短時間 動務 動員 (本)	(日本)	区分 ② 健定雇用障害者数の第定の基礎となる職員数 A. 重度身体 障害者及び 害者及び 事者及び重度 知的障害者で 表 知的障害 者を 初め障害 者者 知的障害 者を 別の第体障害 おん 知的障害 者を み知的障害 者を 別の第本職員 別務職員 別務職員 「大人」 人」 人	① 機関数 ② 注定雇用障害者 数の算定の基礎と 注定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数 B. 重度身体 音表及び重度 の身体障害 者。 大力	機関数 法定履用障害者 数の算定の基礎と なる職員数 日、重度身体 障 名 数の算定の基礎と なる職員数 日、 国度身体障 者 表 以的障害 者 である短時間 動	機関数 法定履用障害者 数の算定の基礎と 室接側数 を不可能 を	機関数 法定雇用障害者 数の算定の基礎と 障害者及び 富彦 内体障害者 である短時間 か 書者 及び頭度 雪者 を

注 2(1)①の表と同じ

② 隨害種別在聯状況

	0			身体障害者の					3知的障害者の				④精神障	害者の数	
区分			b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員		e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分		b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員		$a \times 2 + b + c$	f. うち新規雇 用分		d. 精神障害者 である短時間勤 務職員		f. うち新規雇 用分
	۸.	٨	٨	٨		٨	٨	٨	Д		J	Д			٨
市町村の機関		5, 720	161	10, 133	21, 734	795	25	16	297	363	70	309	23. 0	320. 5	38. 5
	(22, 397.0)	(5,670)	(142)	(10, 344)	(21,826)	(779)	(26)	(18)	(253)	(323)	(95)	(242)	(12.0)	(248.0)	(19.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

① 概況

	①	0			④	<u> </u>	6					
区分	機関数		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	知的障害者で	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 勤務職員		F. うち新規雇 用分	実雇用率 E÷②× 100	法定雇用率 達成機関の 数	法定雇用 率達成機 関の割合	
計	機関 138	634, 186	2, 935	68 ^人	4, 983 ^人	0.0	10, 921. 0	525. 0	1. 72 [%]	機関 75	54. 3	
	(141)	(645, 933)	(2,820)	(64)	(4,755)	(0.0)	(10, 459.0)	(433.0)	(1.62)	(78)	(55.3)	
都道府県	機関 47	人 541, 403	人 2, 485	60 60	人 4, 187	0. 0	9, 217. 0	人 444. 0	% 1. 70	機関 6	% 12. 8	
教育委員会	(47)	(553, 373)	(2, 374)	(57)	(3,962)	(0.0)	(8,767.0)	(322.0)	(1.58)	(4)	(8.5)	
市町村	91	92, 783	450	8	798	9.0	1, 704. 0	81. Q	1.84	69	. 7 5 . B	
教育委員会	(94)	(92,560)	(446)	(7)	(793)	(0.0)	(1,692.0)	(111.0)	(1,83)	(74)	(78.7)	

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	0	②身体障害者の数						(3知的障害者の	数	④精神障害者の数				
区分	障害者の数		b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員		e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分		d. 精神障害者 である短時間 勤務職員		f. うち新規雇 用分
計	人 10, 921. 0 (10, 459. 0)	2.930 (2,818)	人 65 (62)	人 4,857 (4,679)	人 10,782 (10,377)	486 (408)	. 人 5 (2)	3 (2)	人 45 (30)	58 (36)	、 31 (23)	人 81 (46)	0. 0 (0. 0)	人 81.0 (46.0)	、 8.0 (2.0)
都道府県 教育委員会	人 9, 217. 0 (8, 767. 0)	人 2. 481 (2, 373)	人 57 (55)	人 4, 076 (3, 899)	人 9, 095 (8, 700)	407 (301)	人 4 (1)	3 (2)	人 42 (27)	53 (31)	29 (21)	69 (36)	0. 0 (0. 0)	人 69.0 (36.0)	8. 0 (0. 0)
市町村教育委員会	1, 704.0 (*1, 692.0)	449 (445)	8 7)			7 9 (1070	(1)		3 (3)	(5 5)	(2 2)	12 (10)	7 0.0 (0.0)	12.0 (10.0)	(2.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

	① ·	2			③ 障害者				4	(5)	6	
区分	数の算定の基礎 区分 となる労働者数		A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 短時間労働 者		C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C F. うち新規雇用 +D×0.5 分		実雇用率 E÷②× 100	法定雇用率 達成法人の数	法定雇用 (率達成法 人の割合	
	法人	Y	人	人	人	人	人		%	法人	%	
81	243	251, 756	1, 444	53	2, 364	18. 0	5, 314. 0	709. 5	2.11	177	72. 8	
	(248)	(243, 297)	(1,326)	(45)	(2,298)	(9.0)	(4,999.5)	(740.5)	(2.05)	(181)	(73.0)	
独立行政法 人等(国立大	93	123, 682	731	24	1, 325	14. 0	2, 818. 0	332. 5	2. 28	78	83. 9	
学法人等を 除く)	(100)	(120, 365)		(17)	(1,324)		(2,722.5)	(351.5)	(2. 26)	(84)	(84.0)	
国立大学法	90	106, 131	617	26	869	4.0	2,131.0	329.0	2.01	60	66.7	
人等	(90)	(103, 173)	(549)	(26)	(* 820)	(2.0)	(1,945.0)	(347.0)	(1.89)	(58)	(64,4)	
地方独立行	60	21, 943	96	3	170	0.0	365. 0	48. 0	1. 66	39	65. 0	
政法人等	(58)	(19, 759)	(88)	(2)	(154)	(0.0)	(332.0)	(42.0)	(1.68)	(39)	(67.2)	

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

	0			身体障害者の					知的障害者@	の数	④精神障害者の数				
区分	障害者の数	障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	e. 計 a×2+b+ c	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 労働者	外の知的障		f. うち新規 雇用分	c.精神障 者		$c+d\times0.5$	f. うち新規 雇用分
				٨	٨	٨	,		J				<u>۸</u> ۸	. ,	
#	5, 314. 0	1, 346	53	2, 027	4, 772	545	98		138	334	113	19	9 18.0	208. 0	51.5
	(4,999.5)	(1, 262)	(44)	(2,024)	(4,592)	(594)	(64	(1)	(101)	(230)	(104)	(17	3)(9.0	(177.5)	(42.5)
独立行政法 人等(国立	2, 818, 0	711	24	1,140	2, 586	270	20	0	70	110	30	11	5 14.0	122. 0	32, 5
大学法人等 を除く)		(674)	(16)	(1,171)	(2,535)	(309)	(15	(1)			(25)	(10	0)(7.0	(103.5)	1
国立大学法	2, 131. 0	542	26	722	1,832	227	75	0		215	83		2 4.0	84.0	19.0
人物	(1,945.0)	(504)	(26)	(702)	(1,737)	(248)	(45	(0)	(47)	(137)	(74)	(0) (2.0	71.0	(25.0)
地方独立行	005.0	93	3	165	354	48	3	0	3	9	0		2 0.0	2.0	0.0
政法人等	(332.0)	(84)	(2)	(150)	(320)	(37)	(4	(0)	(1)	(9)	(5)	(3)(0.0	(3.0)	(0.0)

^{※ 「}独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。